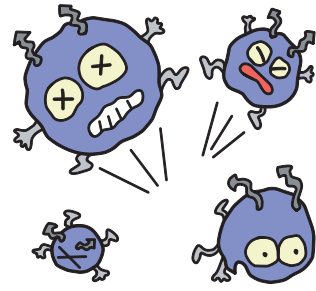


# 食中毒の発生を予防するには・・・



6月から10月にかけて、食中毒が発生しやすい気象条件の日が多くなります。一定指数を超えると県が「食中毒注意報」を発令し、市の防災行政無線で連絡し注意を促しますが、日頃から各飲食店、また、各ご家庭で、左記を参考に発生防止に心がけてください。

『清潔』『迅速』  
『加熱又は冷却』  
の3原則を守ることが必要です。

## 『清潔』

細菌をつけない  
『人も食品も清潔に』  
・手指や調理器具（まないた、包丁、ふきん等）を清潔に！  
・井戸水は定期的な水質検査を！  
・ゴキブリ・ネズミなどの進入防止や駆除！

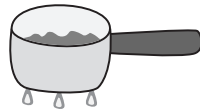


## 『迅速』

細菌をふやさない  
・調理後は早く食べる！  
・常温で放置しない！  
**注意！長時間経過した仕出しや弁当翌日の残りものなどには十分に気をつけてください。**

## 『加熱又は冷却』

細菌をふやさない・殺菌する  
『温度管理が重要』  
・加熱は食品の中心部まで十分に！  
（75、1分以上）  
・冷蔵庫保存は確実に！  
（庫内温度は5℃以下、扉の開閉頻度、食品の詰め過ぎに注意）



## 【ご相談窓口】

阿蘇保健所  
☎ 32-0535  
県庁健康危機管理課食品衛生班  
☎ 096-333-2247

熊本県に食中毒注意報が発令された場合、防災行政無線でお知らせします。適正な食品の取り扱いをお願いします。

## あなたの家の防災行政無線は、きちんと聞こえていますか？

### 防災行政無線戸別受信機の取り扱いについて

旧阿蘇町地区の全世帯と旧一の宮町地区の一部世帯については、防災行政無線戸別受信機を設置していますが（旧波野村地区については、平成20年度中に設置予定）、軽微な故障等の際には市役所・支所で預かり、無償で修理しています。

戸別受信機は市から貸し出している備品です。故障した場合は、ご自身で処分なさらず市役所・支所へ修理に出されますようお願いいたします。

紛失等に伴う再設置は、3～4万円の有償（受信機を弁償していただきます）となりますので大切に使用してください。ただし、紛失の原因が災害等の場合は除きます。

また、古くなった戸別受信機は点検・修理・清掃した後、再利用しますので、転出等の際には必ず返却されますようお願いいたします。



旧阿蘇町地区の戸別受信機



旧一の宮地区の戸別受信機

<問い合わせ先> 総務課防災交通係 ☎ 22-3111